

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 原信小出東店
所在地 魚沼市井口新田字欠下728番地1 外
設置者 株式会社原信 他1者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・株式会社セリア
（変更前）午前10時00分から午後8時00分
（変更後）午前8時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日
令和4年10月28日
- 4 変更の理由
来店者の要望により、開店時刻の繰り上げと閉店時刻の繰り下げを行うため。
- 5 届出年月日
令和4年10月27日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、魚沼市経済産業部商工課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和4年11月18日から令和5年3月18日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp